



# 北見ロータリークラブ週報

●創立/1937年9月30日 ●事務所/北二条ビル 3階 302号 ☎25-2824 ●例会日/毎週水曜日 ●例会場所/ホテル黒部

HPアドレス <http://www.kitamirc.jp>

第 3304 回例会・2020 年 9 月 2 日

## 本日のプログラム

ゲスト卓話

### 「誰もが誇れるまちへ」

公益社団法人北見青年会議所 理事長 堀江 雄介 様

2020～2021年度国際ロータリーテーマ

## 『ロータリーは機会の扉を開く』

R. I. 会長 ホルガー・クナー

## 第 3303 回例会（8月26日）の記録

**司会** 松島親睦活動委員長

**ロータリーソング** 四つのテスト

**会長挨拶** 岡村会長

皆さんもご存知かと思いますが、北見でもコロナの患者が発生しました。3月に発生してから半年ほど、北見市内皆さんのご協力の元、封じ込めに成功したのかなと思っていたのですが、お盆明けのこの時期、危惧された通りに患者が発生しました。今直ぐロータリーとしてどうするという事はあまり考えてはいないのですが、今後の状況や成り行きをよく注意していきながら会の運営等を考えていきたいと思っております。その中で、本日は新入会員オリエンテーションが開催される予定だったのですが中止とさせて頂きました。新入会員オリエンテーションの性格上、どうしても近々で入られた方、もしくは今年、昨年入られたのですがコロナの休みがあって新入会員オリエンテーションに出てない方は出て頂きたい会なのですが、ボランティアの方々を中心に、やはりコロナの患者が出たという事で夜の会合には中々出辛いというお話も聞いております。そんな中で今回に関しては一回延期とさせて頂きました。改めて状況を見ながら開催させて頂きたいと思っておりますので、成り行きを見守って皆さんにご案内を差し上げたいと思っております。今も例会に関しては直ぐに中止とかは考えていないと言ったのですが、メンバーの方におかれましては、この状況でやるのかという方もいらっしゃるかと思います。そういう方に関しては無理をなさらないで欲しいと思っております。と言うのも、今年のR Iの4月の理事会において、ウイルス流行の為に出席を希望しないいかなるロータリー参加者に対しても、2020年末まで直接顔を合わせる会合や行事への出席は義務付けられないものとする、という通達が出ております。これに関しても、北見RCとしては従来通り出欠はとっておりますが、今年度一杯に関しては欠席したとしても出席扱いでいきたいと考えておりますので、皆さんご自分の身体の事を考えて頂ければと思っております。あくまでもコロナ禍の特別措置です。ロータリーは例会の出席が大前提となっておりますが、健康があつてのロータリーでもありますので、皆さんのご理解を頂ければと思っております。

という事で今日も一日コロナに負けずに例会を楽しんでいきたいと思っておりますので、どうぞ宜しくお願い致します。

**幹事報告** 小池幹事

1. 本日例会終了後に臨時役員会を行います。
2. 9月2日(水)11時30分から通常の理事役員会を行います。
3. 9月9日(水)はガバナー公式訪問夜間例会です。開始時間は、通常の夜間例会は18時30分からですが、今回はガバナーのご意向もあり18時丁度からとなっておりますので、お間違いないようにお集まり頂きたいと思っております。また例会終了後に写真を撮りますのでネクタイの着用の方をお願い致します。

**ニコニコBOX**

森本会員～メンバーの皆様にも恵まれ、8月22日開催の第3回ロータリーゴルフ大会で優勝する事が出来ました。ありがとうございます。また今シーズン残り2回、9月12日、10月10日の開催となります。引き続き多くの皆様のご参加をお待ちしております。後2回のゴルフ幹事も頑張ります。福地会員～北見RCコンペは2位でしたが、会議所議員コンペで新新ペリアのお陰で優勝しました。主藤会員～タン・ペイユさんがようやく北見に帰って来ました。大学へは更に2週間自宅待機しています。

「ランクアップしましょう」

地区ガバナー 松田 英 郎

## プログラム 新入会員卓話 「相続の話」

北洋銀行北見中央支店 執行役員支店長 石輪 信幸 会員



ここ20年で遺産分割調停の件数、つまり相続の裁判の件数ですが、これが1.5倍に増加しております。1万6千件になっているそうです。また、その内の75%が相続資産5千万以下だそうです。更にその32%が1千万以下と、大した金額ではないのに裁判になっています。本当に1千万以下で争いになるという事であれば、残された人達が争わないように準備しておく必要があるのではないかと思います。相続と言っても非常に幅広いですし、時間も限られておりますので、今日は2018年に40年ぶりに相続民法改正という事で相続が改正になっております。それが去年から今年にかけて適用されて参りましたので、それに絞って簡単に話をさせていただきます。

今回民法の改正という事で、昭和55年以来約40年ぶりに大改正されております。項目としては、一番として配偶者居住権の創設。二番として遺言制度の見直し。三番として遺留分制度の見直し。四番としてその他という事で持戻し免除の意思表示の推定と、もう言葉自体訳分からないのですが、特別寄与料、預貯金の仮払制度他という事で、この民法の改正に伴って相続税法も改正になっております。

1つ目は配偶者居住権の創設という事で、これは今年の4月1日以降から使える事になっています。内容としては、配偶者は相続開始時に居住して亡くなった夫所有の建物を対象として、終身または一定期間配偶者に建物の使用を認める法定の権利という事でございます。つまり、この権利を取得すると、当該建物の所有権を取得しなくても終身または一定期間に渡り当該建物に住み続ける事が出来、この権利は配偶者の死亡か期間を定めた場合の期間が来たら消滅となっております。また、今回その配偶者居住権とは別に、遺産分割が終了する間を配偶者の短期的な居住権を保護する配偶者の短期居住権も新たに創設されております。

続いて遺言制度の見直しという事で、自筆証書遺言の利用促進の為に見直しが行われております。改正前の問題点という点、自筆証書遺言では全文と日付を自分で書いて、署名と押印が必要でございました。その為、財産が多岐にわたる場合には作成が煩雑となってしまう、そこで自筆証書遺言の方式緩和が認められております。また、遺言書は法律で定められる方式を変えてしまいますと無効になっていました。遺言の内容と存在を秘密にしておける反面、遺言を残している事が分からず、発見がされない恐れがありました。また自筆証書遺言は遺言書以外の者による遺言書の偽造や変造をされる恐れがある為、相続発生後家庭裁判所で検認を受ける必要がある等煩雑であったことから、自筆証書遺言の保管制度というのが創設されております。

次は昨年7月1日から開始された特別寄与料制度の創設です。これは被相続人の療養介護を行ったのが被相続人以外の親族であった場合でも、一定の要件の元で相続に関して特別寄与料の請求をする事が認められるようになりました。

最後は預貯金の仮払制度等という事で、改正前は、銀行は亡くなった事が分かった時点で被相続人の預金を凍結しなければならず、よく葬儀費用が無い等で銀行と揉めるという事になっておりました。改正後は、相続した預貯金について家庭裁判所の判断を得ないで一定額の払い戻しを受ける事が出来るという制度が創設されています。

以上2018年度の民法改正相続部分について簡単に説明をさせて頂きました。冒頭で申し上げました通り、相続を巡る争いは年々増加傾向にあるという事でございます。是非皆さんも残された者が苦勞しないように準備が重要だと思いますし、ご相談事があれば税理士や顧問弁護士、はたまた私にご相談頂いた場合には当行内のプロをご紹介致しますので宜しくお願い致します。

**出席報告** 田巻出席委員長

前回の出席率83%から今日は68%という事でかなり減っております。ずっと85%、75%以上というのを保っていたのですが、ここに来て60%台という事になってしまいました。また来週もありますし、皆さんの方でもメーキャップとかも出来ますので、どうぞ宜しくお願い致します。



出席報告	例会日	会員総数	出席免除	総出席計算数	例会出席免除者	事前メークアップ	事後メークアップ	確定計算出席数	出席率
計 算 式		A	B	C	D	E	F	C+E+F	$\frac{C+E+F}{A-B+D \times 100}$
本日	8/26	61	7	39	3	0	-	-	68.42%

## 【次回9月9日】 「ガバナー公式訪問夜間例会」

**編集後記** 最近、車の事故が増えているようです。皆さん気を付けてまいりましょう。(K.Y)

2020～2021年度 北見R.C.活動方針

## ロータリーの上質を目指しましょう

2020～2021年度 北見RC ●会長/岡村 金司 ●幹事/小池 康幸 ●週報編集/川上 明人

**ガバナーとは**  
地区の指名委員会手続によって指名され、国際大会で選挙された、地区内における国際ロータリー(RI)の唯一の管理役員です。地区内のクラブの管理はガバナーの直接監督下に置かれます。地区内のクラブに対する指導及び監督を行う事でロータリーの綱領を推進する任務が課せられています。